

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

第15号
(令和3年11月15日現在)

事業者向け

	対象	支援名称、内容等 ( …羽村市が取り組む事業、 NEW! …新たに追加した事業)	問合せ・申請先	
給付・助成等を受ける	市内の介護サービス事業者 及び障害福祉サービス事業者の方へ	 羽村市新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等補助事業	PCR検査または抗原定量検査を利用者等へ実施する場合に補助を行います。 (新規入所者もしくは感染者が確認された施設の利用者及び職員(行政検査対象者を除く)に限ります。) ※補助対象事業者は地域密着型の特別養護老人ホーム等一部に限ります。対象となる事業の詳細は羽村市公式サイトをご確認ください。 ※令和3年4月1日から、訪問系事業所が対象に追加されています。	介護サービス事業者 羽村市 高齢福祉介護課介護保険係(内線142~144) 障害福祉サービス事業者 羽村市 障害福祉課障害者支援係(内線185)
	新製品開発を行う事業者の方へ	 地域イノベーション創出事業助成金	新製品開発などにより、新事業展開、新分野進出などを行う場合のほか、今年度より生産性向上に資する事業についても経費の一部を助成します。 ※助成メニューが複数あります。	羽村市 産業振興課商工観光係(内線655~657) ●申請方法や申請書のダウンロード等については、下記をご覧ください。
	コロナ禍を乗り越えるため、生産プロセスの改善や業務プロセスの見直し、業務効率化などの取組みを行った事業者の方へ	 羽村市生産性向上事業助成金	令和3年1月1日以降に行った、生産性向上に資する取組みに係る機械装置費、システム構築・導入費、技術導入費、専門家経費等に対し経費の一部を助成します。	羽村市 産業振興課商工観光係(内線655~657) ●申請方法や申請書のダウンロード等については、下記をご覧ください。
納付(支払)の猶予	売上の減少等の猶予の要件に該当する場合で市税が納付できない事業者の方へ	 市税の納税猶予	原則1年以内の猶予期間のうちで、分割納付等と延滞金の減免が可能	羽村市 納税課(内線167~169)
	給付・助成に関することや、資金繰り・経営・雇用に関する相談をしたい事業者の方へ	 【羽村市商工会】 市内事業者相談支援事業	各種給付金や助成金の申請手続き、事業の継続や経営の安定に向けた支援、資金繰り相談・雇用相談等に専門家が対応します。 ※実施期間を、令和4年1月28日(金)まで延長します。 ※実施日は火曜日、金曜日です。	羽村市商工会 ☎042-555-6211 (午前9時~午後5時) ※事前に羽村市商工会へ予約してください。 ※商工会の加入の有無に関わらず、相談できます。
国の支援	新型コロナウイルス感染症により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している等の影響を受けている事業者の方へ	【厚生労働省】 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置等)	<p>◆ 東京都および国の支援情報は、「東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」からご覧いただけます。</p>  <p>新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報をさがすことができるサイトです。 ※事業の内容は変更することがあります。ご不明な点は、サイトに記載されている各種支援のお問合せ先にご連絡ください。</p> <p>詳しい内容はこちらからご覧いただけます。</p> <p>ご質問にチャットボットがご答えします。</p>  <p>https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/</p>	
	緊急事態措置等に伴う飲食店の時短営業などによる影響を受け、売上げが減少した事業者の方へ	【経済産業省】 月次支援金		
都の支援	東京都の営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた中小の飲食事業者等の方へ	【東京都】 営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金	<p>【東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金等に関すること】 ☎ 03-5388-0567 ※午前9時から午後7時(土日祝含む)</p> <p>【東京都 多言語 相談ナビ(TMC Navi)】 ☎ 03-6258-1227 東京都で暮らす外国人の方が、日々の困りごとや知りたいことについて、外国語で相談できます。 ※月曜日~金曜日(午前10時から午後4時) ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く</p>	
	飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上額が減少した都内事業者	【東京都】 東京都中小企業者等月次支援給付金		

※担当部署の後に内線が記してある場合は、羽村市役所 ☎042-555-1111 (代表) におかけいただき、音声ガイドに従って3桁の内線番号を押してください。
※特に記載のある場合を除き、問合せ対応時間は、平日午前8時30分~午後5時15分です。
※掲載内容は、変更となる場合があります。また、予算終了の場合は、受付期間中でも終了となる場合があります。ご了承ください。

発行：羽村市企画総務部企画政策課
☎042-555-1111 (内線315)

